

立川市第 3 次学校教育振興基本計画の進捗状況について【改訂版】

～「立川市第 4 次学校教育振興基本計画」策定に向けて～

＜立川市第 3 次学校教育振興基本計画体系＞

基本方針 1 学校教育の充実 ～「知」・「徳」・「体」を関連づけて総合的に「生きる力」を育む～

1	学力の向上・・	1
2	豊かな心を育むための教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	体力の向上と健康づくりの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

基本方針 2 教育支援と教育環境の充実 ～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育への支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

4	特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	学校運営の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

基本方針 3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 ～コミュニティ・スクールを中心に地域ネットワークを生かした教育に取り組む～

7	ネットワーク型の学校経営システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・	12
8	幼保小中連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
9	児童・生徒の安全・安心の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

立川市第3次学校教育振興基本計画 施策体系別進捗状況（令和5年度）

＜基本方針１ 学校教育の充実～「知」・「徳」・「体」を関連づけて総合的に「生きる力」を育む～＞

基本施策 1 学力の向上

【主な実績】

〔1-1-②〕「立川スタンダード20」の開発、改訂と各学校での活用

〔1-2-①〕 補充的な学習機会の拡充

〔1-2-①〕 学力向上ステップアップ推進地域指定事業（平成29年度まで）から地域未来塾への展開

〔1-2-①〕 地域未来塾（対象小学校5年生）による塾等民間事業者と連携した学習教室の実施

〔1-2-②〕 東京ベシック・ドリル等の分析結果及び授業改善の明示

〔1-2-②〕 習熟度別少人数指導の充実

〔1-2-④〕 ALTを活用した小学校外国語活動、中学校英語教育の展開

〔1-2-④〕 小中連携外国語活動の推進

〔1-2-④〕 TOKYO GLOBAL GATEWAY（以下「TGG」という。）での体験型英語学習の実施

〔1-2-⑤〕 タブレット端末等のICT機器を活用した授業の推進

【取組目標】

全国学力・学習状況調査の平均正答数を100としたときの達成率（①小学校6年生、②中学校3年生）

＜指標の考え方＞

各取組の総合的な結果として、学力が定着している児童・生徒が増加する。

区分		計画期間					目標
	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6
①小学校6年生	102.2%	未実施	100.5%	99.5%	99.5%		105.0%
②中学校3年生	101.2%	未実施	106.1%	103.0%	105.2%		105.0%

現状分析

全国学力学習状況調査の平均正答率は、小学校6年生は全国平均程度であり、中学校3年生は全国平均を上回ることができました。今後も目標達成に向け、授業改善の推進や個に応じた指導・支援の充実に努めます。

＜凡例＞

基本施策

1-1-(1)教育施策の推進

基本方針

施策の展開

取組項目別の進捗状況等				第4次で該当する「施策の展開」
担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定
指導課	1-1-① 校内研究の推進	教育力の向上に資するモデル校を指定し、学習指導力や学校組織力の向上に資する取組を支援します。	令和5年度は教育力向上推進モデル校（5校）や研究独自校（23校）を指定し、立川市教育委員会や各学校の教育目標の実現に向け、学習指導力や学校組織力の向上に資する取組を推進しました。	指導力向上のために校内研究を充実させることは課題です。引き続き校内研究を充実させるとともに、東京都の研究推進モデル校も活用しながら、各学校の学習指導力や学校組織力の向上に資する取組を支援します。
指導課	1-1-② 研修の充実	若手教員の資質・能力の向上や市内全ての教員の授業力向上のために、教員研修を充実させるとともに、各職層における資質・能力の向上、教育諸課題に関する研修の充実を図ります。	令和5年度は主幹教諭や主任教諭など各職層における教員の資質・能力を向上させるため、東京学芸大学（全12講座の講師派遣）等の近隣大学と連携し、研修内容を充実させるとともに、市内の優れた指導力をもつ教員を講師とした授業力アップ研修を実施（全5回）し、教員の学習指導力や生活指導力の向上を図りました。	教員の指導力向上は継続的な課題です。引き続き、教員の指導力向上や資質・能力の向上を図るため、近隣大学との連携や、市内の優れた教員を講師とした研修に取り組んでいきます。また、研修した内容を校内で還元したり、校内OJTを充実させたりするよう学校に働きかけていきます。
指導課	1-2-① 学習支援の充実	児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を図る補充的な学習や進学に向けた発展的な学習等、各学校における学習機会の拡充を図ります。	放課後や長期休業中に児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を図る補充的な学習に取り組んでいます。また、小学校第5学年（小学校全19校）において発展的な学習の取組として地域未来塾を実施しています。	児童・生徒の学力向上は継続的な課題です。児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を目指し、放課後や長期休業中における補充的な学習や、小学校第5学年における発展的な学習の取組を推進していきます。
指導課	1-2-② 少人数指導員の派遣	算数・数学及び英語等において、少人数による学習集団を弾力的に編成し、個に応じた学習指導を充実させることにより、児童・生徒の学習内容の定着を図ります。	算数・数学科や外国語科において、習熟度別指導加配教員制度（令和5年度は小19校・中9校に配置）を活用し、少人数集団による児童・生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな学習指導の充実を図りました。	教員の休職や産育休等により、習熟度別指導担当教員が学級担任を担うこともあり課題と捉えています。教員のメンタルヘルスを整えつつ、少人数集団による習熟の程度に応じたきめ細かな指導を継続していきます。
指導課	1-2-③ 理科教育の充実	児童・生徒の関心・意欲の向上や教員の指導力の向上を図る取組を支援します。また、小学校科学教育センターや中学校科学教室の充実を図ります。	令和5年度の小学校科学教育センターの受講者は255名で、市内小学校児童の科学に関する関心は非常に高く、講座内容も充実を図りました。中学校科学教室においても、令和5年度は都立立川高校と連携し、立川高校の教員や生徒の協力を得て、講座を実施しました（41名参加）。	小学校科学教育センターの希望者数が増加しており、実施方法など課題となっており、工夫した講座の計画・実施をしていく予定です。また、中学校科学教室は、引き続き都立立川高校と連携した取組を充実させていきます。
指導課	1-2-④ 外国語活動の充実	外国語活動及び外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進のため、外国語指導助手を学校に配置し、学習指導補助を行います。	小学校第3学年以上の外国語活動・外国語科の学習において、教員の指導に加え、外国語指導助手を全小中学校に配置し、指導の充実と国際理解教育の推進を図ってきました。	小学校第3学年以上の外国語活動・外国語科の学習において、教員の指導に加え、外国語指導助手を全小中学校に配置し、指導の充実と国際理解教育の推進を図っていきます。また、TGGでの体験事業等を通じて、外国語教育の推進とグローバル人材の育成に取り組みます。
指導課 学務課	1-2-⑤ ICTの活用の推進	タブレット等のICT機器を活用し、児童・生徒の主体的・対話的な学びを展開する授業を支援します。教員がICTを活用した授業をする準備等を支援するため、ICT支援員を配置します。	【指導課】 一人1台タブレットPCを活用した各校の優れた取組について、令和4・5年度は実践事例集としてまとめ、教員用のタブレットPCや校務支援システムにデータを保存し、市内の教員が事例を共有できるよう環境整備をしています。 【学務課】 令和2・3年度の一人1台タブレットPCの整備に伴い、タブレットPCの故障、破損などの修理対応やフィルタリングの見直しなど端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスクの設置によりICTを活用した教員と児童・生徒とのコミュニケーションや授業等の支援を行いました。	学習履歴や生活・健康面の記録等、児童・生徒に関する様々なデータを可視化し、学習方法等を提案するツールなど、新たな情報手段の活用も検討していきます。
				保守業者と連携して端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスクを円滑に運用し、教員の支援を行うことで、全ての子どもたちの学びを保障できるICT環境の構築を進めます。また、最新の教育環境に合わせたICT環境の整備を図るため、令和7・8年度のタブレットPCの更新に向けて、学校間ネットワーク及び統合型校務支援システムと合わせて検討していきます。

基本施策 2 豊かな心を育むための教育の推進

【主な実績】

〔2-1-①〕 全校で道徳授業地区公開講座の実施

〔2-1-①②〕 全校で人権教育推進委員及び道徳教育推進教師の指名

〔2-1-②〕 人権教育に関する教員研修会の実施

〔2-1-③〕 立川市いじめ防止基本方針を踏まえた各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定

〔2-2-①〕 大町市との交流（姉妹都市中学生サミットの実施）

〔2-3-①〕 たちかわ電子図書館の導入及び「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の全児童・生徒への配布

〔2-3-①〕 小学校等で読み聞かせをする保護者等を対象にした読み聞かせ入門講座の実施

〔2-3-②〕 学校向け団体貸出の定期配送

〔2-3-②〕 推薦図書パンフレットの作成・配布

〔2-3-②〕 立川読書ウィークでの「立川POPバトル」の実施

〔2-3-②〕 ビブリオバトルワークショップの開催

【取組指標】

道徳授業地区公開講座への参加者数

＜指標の考え方＞

地域・保護者と連携した道徳教育が推進されることにより、公開講座への参加者数が増加する。

区分		計画期間					目標
	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6
参加者数	9,511人	未実施	1,790人	3,329人	今後集計		11,000人
現状分析	感染症対策の観点から様々な制限があったものの、オンライン配信を行うなど、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進することができました。今後も工夫した取組により、道徳教育の推進に努めています。						

取組項目別の進捗状況等

担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定	第4次で該当する「施策の展開」
指導課	2－1－① 道徳教育の推進	児童・生徒の豊かな心を育成するために、道徳科の全体計画及び年間指導計画に基づき、各校の道徳教育推進教師を中心にした指導体制を強化し、道徳科の授業の充実と改善を図ります。また、道徳科の時間を要として、全教育活動を通して道徳教育を推進します。さらに道徳授業地区公開講座の内容の充実を図り、より多くの地域・保護者の方の参加を促し、地域・保護者と連携した道徳教育を推進します。	各学校が教育課程を編成するに当たって、道徳科の全体計画及び年間指導計画を事前に指導課へ提出させ、全教育活動を通して道徳教育を推進するよう各学校を指導しています。また、全校（小中合計28校）で道徳授業地区公開講座を開催し、授業公開及び意見交換会を実施しています。	児童・生徒の学校生活の状況を踏まえ、道徳授業地区公開講座のテーマを「生命の尊さ」と設定し、令和3年度から3年間取り組んできました。各学校からは学校の実態に即したテーマを設定できるよう要望があります。今後のテーマ設定については検討が必要である。各校でテーマを設定する場合には、テーマ設定の理由等も含め確認していく必要があります。	4-8-(1)豊かな心の育成
指導課	2－1－② 人権教育の推進	児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、自他ともに大切にしようとする態度を養うために、人権尊重教育推進校における実践や研究の成果を、市内に広げていきます。また、全校で、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した研修を実施し、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」への取組を充実させるなど、人権教育の推進を図っていきます。	若手教員研修や中堅教諭等資質向上研修において、人権教育に関する内容を必須としたり、各学校において管理職や人権教育担当教員による「人権教育プログラム」を活用した研修に取り組んできました。また、年間3回のいじめ解消・暴力根絶旬間を実施し、児童・生徒に対する人権尊重の理解や自他ともに大切にしようとする態度の育成に努めました。	人権教育は、学校教育の大きな柱であり、本市の教育課題の一つです。教職員の人権教育を継続するとともに、児童・生徒に対する人権尊重の理念の理解や、自他を大切にしようとする態度を育成するため、学校と連携しながら研修等を充実させていきます。	4-8-(1)豊かな心の育成
指導課	2－1－③ いじめの未然防止・早期発見・早期対応	「立川市いじめ防止基本方針（改定）」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、市・学校、保護者及び市民が連携・協力して、組織的・継続的な児童・生徒の状況把握と即時対応の徹底を一層図っていきます。また、各学校においては、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」等の取組を充実させ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も含めた「いじめ対策委員会」を設置し、校内での組織的な指導体制を整えるとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るための指導を充実させ、いじめの未然防止に努めます。	令和5年4月に「立川市いじめ防止基本方針」を改訂し、その内容に基づき「学校いじめ防止基本方針」も見直しを図りました。令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、本市のいじめの認知件数は、小・中学校合わせて1,632件、内訳としては、小学校で1,521件（前年比120件減）、中学校で111件（同20件減）でありました。	年間3回実施する「いじめ解消・暴力根絶旬間」における調査や各学校の取組を市内全校へ広く周知するとともに、良い取組を各学校で取り入れ活用していくことが課題であります。今後も児童・生徒へのアンケート調査、「いじめの悩み相談レター」の配布、年2回の心理調査分析、タブレットPCを活用した定期的な簡易アンケートの実施等により、いじめの未然防止、早期発見の取組を継続するとともに、学校と教育委員会が連携していじめ防止対策に取り組んでいきます。	4-8-(1)豊かな心の育成
指導課	2－2－① 文化的な教育活動の支援	グローバル社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもつとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を養い、多文化共生の意識向上を図るため、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動を通して、日本及び立川の伝統・文化への理解や国際理解教育を推進します。また、児童・生徒の学習成果の発表及び鑑賞等を通して、文化や芸術に親しみ、児童・生徒の豊かな情操を育む教育を支援します。	立川市民科の取組や、TGGの利用により、立川市の伝統・文化の理解を深めたり、世界の伝統・文化への視野を広げてきました。令和5年度、TGGは小学校全19校、中学校2校が利用し、国際理解教育の充実を図ってきました。	TGGについては、これまでの小学校全19校に加え、令和6年度からは中学校全9校においても利用することを予定しています。引き続き、地域を題材とした立川市民科の取組を充実させることや、TGGを活用した国際理解教育を充実させていきます。	4-9-(2)地域・社会の教育資源の活用
指導課	2－2－② 校外学習の支援	校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実させるとともに、集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などについて体験を積み、共に協力し合うなどのよりよい人間関係の形成を支援します。	各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等の学習内容に基づき、学校内だけでなく、学校外の公共施設や民間施設等を活用し、感染症対策を講じつつも、豊かな自然や文化に触れる体験活動に取り組んできました。	校外学習の内容を、安易にコロナ禍以前に戻すのではなく、改めて学習の教育的意義を踏まえた活動を設定していくことが課題であります。各学校に対して、校外学習のねらいや活動内容をしっかりと検討させるとともに、引き続き各学校の校外学習の支援に取り組んでいきます。	4-9-(2)地域・社会の教育資源の活用

指導課	2－2－③ 移動教室・修学旅行の支援	日常とは異なる環境の中で、自然や文化などに関心を持ち、積極的に集団生活に取り組もうとする態度を養う教育活動を支援します。	令和5年度、小学校第5学年では八ヶ岳方面、第6学年では日光方面、中学校第1学年は長野県大町方面、第3学年は京都・奈良方面へ移動教室やスキー教室・修学旅行として全校で実施し、宿泊を含む集団生活や自然や文化に触れる体験を伴う活動に取り組みました。	感染症対策をしながら、各学校の実情に合わせ活動内容を検討していくことは課題であります。中学校第1学年のスキー教室は、長野県大町市方面に限らず、交通事情や訪問先の状況を踏まえ、活動先を検討していきます。	4-9-(2)地域・社会の教育資源の活用
指導課 図書館	2－3－① 読書活動の充実	アニメシオンやブックトーク、またビブリオバトル等の取組を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。また、保護者・地域ボランティアによる読み聞かせ等、読書への興味関心を高める教育を推進します。	【指導課】 国語科を中心とした全教育活動を通して読書活動の充実を図っています。特に児童・生徒の読書活動の推進のために全校でブックトークに取り組んだり、より親しみやすい学校図書館となるようPOPを掲示しました。	学校図書館支援指導員と連携し、引き続き児童・生徒の読書の習慣化につなげることは課題であります。保護者や地域の方のボランティアによる読み聞かせについても積極的に取り組んでいきます。	4-9-(1)学校への適切な支援
			【図書館】 電子図書館のコンテンツについて、こどもの本「読み放題」を672点に増やすなど、朝読などの活用につなげました。また小学校等で読み聞かせをする保護者を対象に、読み聞かせ入門講座を1回開催し、8名が参加しました。ビブリオバトルについては、より多くの参加を促進するため、今年度はビブリオバトルワークショップとして3月に開催し、中学生5名を含む計28名が参加しました。	電子図書館の活用について、学校により利用頻度に差があることが課題です。そのため、学校図書館担当者連絡会などを通して課題の共有を図ることで利用促進に取り組んでいきます。また、ボランティアによる学校での読み聞かせ等の事業はコロナ禍以後ほとんどできていないことが課題です。今後再開に向けて課題解決に向けて取り組んでいきます。	<検討中>
指導課 図書館 学務課	2－3－② 学校図書の充実	学校図書館の整備及び充実に向け、市立図書館の団体貸出しの活用を推進するとともに、市立図書館と連携した推薦図書の紹介や読書の啓発活動、市立図書館が主催するPOPバトルやビブリオバトルへの参加を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。	【指導課】 学校図書館の整備や充実のため、担当教員と学校図書館支援指導員が連携し、魅力ある図書室づくりに努めました。また、巡回図書の活用や、学習に関連する図書の貸し出しなど学習の充実のために市立図書館と連携しました。	電子図書館の導入により、児童・生徒が読書に親しむ機会が多様になってきました。今後も様々な機会をとおして児童・生徒が読書に親しむ取組を充実させていきます。	4-8-(1)豊かな心の育成
			【図書館】 団体貸出用として小学校向けに令和5年度は452冊購入しました。中学校向けには令和5年度に466冊を購入し、学期毎に各中学校へ団体貸出を行い、学校図書館への支援に取り組みました。また、各種推薦図書の紹介パンフレット等を小中学校向けに6種類発行して、全児童生徒へ配布しました。10月27日からの立川読書ウィークに合わせて、市内全中学校及び全高等学校等を対象に『2023立川POPバトル』を実施、応募総数191枚、投票総数186票でありました。ビブリオバトルについては、より多くの参加を促進するため、今年度はビブリオバトルワークショップとして3月に開催しました。	市立図書館の団体貸し出しの更なる活用や啓発活動の充実を図る必要があります。そのため、学校図書館との情報交換や連携の強化に取り組むほか、各種推薦図書の紹介パンフレット等の内容の充実を図ります。また、ビブリオバトルについては、学校により取り組みに差があるため、多くの生徒の参加を促す必要があります。ワークショップという手法を試行するなど工夫を凝らして取り組んでいきます。	<検討中>
			【学務課】 児童・生徒用図書を購入し、学校図書館の充実を図りましたが、35人学級への移行等による学級数増によって、学校図書館図書標準を満たさない学校が28校中令和3年度は1校、令和4年度は3校ありました。また市立図書館と連携し、除籍本活用や団体貸出を行い、児童・生徒の読書環境を整備しました。	学校図書館図書標準の達成に向け、学級数増に伴う蔵書不足に応じた継続的な図書の補充を図る必要があります。今後、国の第6次学校図書館図書整備等5ヵ年計画を踏まえ、学校図書館の図書整備のため、図書の購入や市立図書館と連携し、除籍本活用や団体貸出を行い、児童・生徒の読書環境の整備に取り組んでいきます。	4-8-(1)豊かな心の育成

基本施策 3 体力の向上と健康づくりの促進																																														
【主な実績】	[3-1-①] 「立川スタンダード20～体育・保健体育編」の開発と活用			【取組指標】 全国体力調査におけるシャトルラン（小学校）・持久走（中学校）の全国平均得点を100としたときの達成率（①小学校5年生、②中学校2年生） ＜指標の考え方＞ 各取組の総合的な結果として、体力が向上する児童・生徒が増加する。																																										
	[3-1-①] 運動遊びや補助運動などの「一校一取組運動」の充実																																													
	[3-1-②] オリンピック・パラリンピック教育の推進																																													
	[3-2-②] 病院等と連携した「がん教育」の実施																																													
	[3-2-②] 学校や医療機関と連携した健康指導の推進																																													
	[3-2-③] 児童・生徒保健衛生																																													
	[3-3-①] 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針に基づく対応の徹底																																													
	[3-3-①] 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針、食物アレルギー対応実施手順書の改正（令和4年10月）																																													
	[3-3-①] 食中毒再発防止対策の徹底																																													
	[3-3-①] ノロウイルス検査の実施(年6回)																																													
	[3-3-①] 地元野菜の活用			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th></th><th colspan="5">計画期間</th><th>目標</th></tr><tr><th>H30</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R6</th></tr><tr><td>①小学校5年生</td><td>99.3%</td><td>未実施</td><td>97.5%</td><td>97.2%</td><td>95.8%</td><td></td><td>101.1%</td></tr><tr><td>②中学校2年生</td><td>100.7%</td><td>未実施</td><td>100.2%</td><td>99.1%</td><td>97.6%</td><td></td><td>101.9%</td></tr><tr><td>現状分析</td><td colspan="7">各学校が特色のある体力向上の取組を工夫したことで、コロナ禍以前と比較し、大幅な体力減少にはなりませんでした。</td></tr></table>				区分		計画期間					目標	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	①小学校5年生	99.3%	未実施	97.5%	97.2%	95.8%		101.1%	②中学校2年生	100.7%	未実施	100.2%	99.1%	97.6%		101.9%	現状分析	各学校が特色のある体力向上の取組を工夫したことで、コロナ禍以前と比較し、大幅な体力減少にはなりませんでした。						
	区分		計画期間						目標																																					
		H30	R2					R3	R4	R5	R6	R6																																		
	①小学校5年生	99.3%	未実施					97.5%	97.2%	95.8%		101.1%																																		
	②中学校2年生	100.7%	未実施					100.2%	99.1%	97.6%		101.9%																																		
	現状分析	各学校が特色のある体力向上の取組を工夫したことで、コロナ禍以前と比較し、大幅な体力減少にはなりませんでした。																																												
	[3-3-①] 児童、保護者、市民等による学校給食共同調理場の見学会や試食会の実施																																													
	[3-3-①] 学校給食衛生管理基準の改正（令和5年8月）																																													
	[3-3-①] 物価高騰対応のため学校給食用食材料購入費の補助を実施（令和4年6月から令和5年度）																																													
	[3-3-①] 学校給食費の公会計化（令和5年度）																																													
[3-3-①] 中学校食物アレルギー対応の開始（令和5年8月）																																														
[3-3-①] 学校給食費の改定(令和5年度審議・答申、令和6年4月から)																																														
[3-3-②] 農業生産者の協力を得た食教育の実施																																														
[3-3-②] 学校給食共同調理場における食に関する指導の全体計画（小学校・中学校）の策定（令和4年11月）																																														
[3-3-③] 学校給食東共同調理場の開設（令和5年8月）により、全ての小中学校給食の共同調理場化																																														
[3-3-③] 新学校給食共同調理場整備に伴う学校改修工事（小学校単独調理校（8校）・中学校全校（9校））																																														
取組項目別の進捗状況等																																														
担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定	第4次で該当する「施策の展開」																																									
指導課	3－1－① 体力向上事業の推進	小・中学校教育研究会における研究授業、授業公開や指導技術を高める研修の実施を通して、教員の指導法の工夫・改善を図り、児童・生徒の体力向上を目指します。また、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を活用し、児童・生徒、保護者に体力向上及び生活・運動習慣の定着等への啓発を図るとともに、大学と連携した小学校体育授業の支援、体育協会等と連携した授業及び運動部の活動支援を行います。さらに、体育及び保健体育、休み時間等を活用し、各学校における特色ある実践を「一校一取組」として実施し、学校全体で体力の向上を組織的・計画的に取り組みます。	各校における「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を分析し、実態を踏まえた体力向上の取組を各学校で工夫して実践してきました（全28校での一校一取組）。また、東京女子体育大学と連携し、オリンピック派遣事業（令和5年度は7校で実施）による体育学習の充実を図りました。	児童・生徒の体力向上は課題であります。小学校に中学校の保健体育科の教員を加配し（令和6年度は小学校2校で加配予定）、小学校高学年における教科担任制を推進するとともに、小学校教員の体育科指導の質の向上を図ります。また、各学校の一校一取組の内容について全校に周知し、より取組を自校の実践に活用していきます。	4-7-(2)健やかな体の育成																																									
指導課	3－1－② オリンピック・パラリンピック教育の推進	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、オリンピック・パラリンピアン等と児童・生徒との交流等を通して、運動・スポーツに親しむ意欲をより一層高める教育を推進するとともに、各校で展開した活動を継続・発展させていく活動を支援します。	東京女子体育大学と連携し、オリンピック派遣事業（令和5年度は7校で実施）により、オリンピック・パラリンピック教育の推進を図りました。	オリンピック派遣事業は令和5年度で終了しますが、地域に拠点を置くプロスポーツ団体等と連携し、引き続きオリンピック・パラリンピック教育を推進していきます。	<検討中>																																									
指導課	3－2－① 健康教育の推進	体育・保健体育科の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医、医療機関等と連携した取組を推進します。また、早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、SNSルールを守る等の基礎的な生活習慣の定着を図るために、地域や家庭と連携します。	各教科等の指導を充実させるとともに、養護教諭や学校医、医療機関と連携したがん教育や性教育に取り組みました。基本的生活習慣の定着を図るため、保護者会や学校だより、学校HP等により保護者や地域との連携について周知しました。	がん教育や性教育について、医療機関が地域貢献の一環として無償で協力いただいておりますが、引き続き協力したい気持ちがある一方、医療機関の状況もひっ迫しており、無償での貢献について再考していくことが課題であります。市としての予算を計上して実施するなど検討が必要であります。	4-7-(2)健やかな体の育成																																									
学務課	3－2－② 学校や医療機関と連携した健康指導の推進	養護教諭や学校医等と連携して健康教育を推進し、児童・生徒の健康保持増進及び基本的な生活習慣の定着に対する意識を高めます。また、保護者や地域に向けた啓発・PR活動も併せて行っていきます。	薬物乱用防止教室や歯科講話など、各学校の計画に合わせ学校医等による健康教育を実施しました。学校保健会会報「すこやか」や学校保健会誌、歯と口の健康週間ポスター展など、保護者や地域に向けた啓発・PR活動を行いました。	PTA活動が縮小傾向にあり、会費徴収も行わなくなっていくなか、学校保健会運営費も削減する必要があります。限られた運営費の中で効率的にPR活動を継続していくために、「すこやか」のデータ配信など啓発・PR活動の実施方法について検討していきます。	3-6-(1)健康な体づくり																																									

学務課	3－2－③ 児童・生徒保健衛生	児童、生徒の健康保持・増進のため、養護教諭や学校医等と連携して法令に則った健康診断を適切に実施していきます。	全児童・生徒を対象に身長及び体重の計測や各種検査、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科の定期健康診断などを実施し、結果に基づき疾病の予防及び治療を指導しました。歯科検診での感染症対策のため、検診器具の滅菌数量を増額し、ダブルミラーによる検診を実施できるようにしました。	健診に係る機器や器具、学校環境衛生検査用機器について、古いものが多く計画的な買い替えが必要な状況です。そのため、物品を精査しながら機器の整備についても検討していきます。また、校務支援システムデータを活用して各種健診や検査の実施ができるよう、養護教諭や検査機関とも調整しながらデジタル化を推進します。	3-6-(1)健康な体づくり
学校給食課 指導課	3－3－① 安全・安心な給食提供	小学校の共同調理場校においては、PFI手法による民間事業者との協働により、また、単独調理校においては、調理施設の環境整備を行い、食物アレルギー対策を徹底し、安全で良質な食材料を使用し、栄養バランスのとれた質の高い給食を提供していきます。中学校給食については、生徒の健康と体力の基礎が培われるよう改善に向けた検討を行います。食物アレルギーについては、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底するとともに、調理、配膳等においても確認を徹底し、食物アレルギーのある児童に、安全・安心な給食を提供していきます。	令和5年度2学期から立川市立のすべての小中学校が東西2つの調理場からの給食提供となっております。PFI手法による民間事業者との協働により、食物アレルギー対策を徹底し、安全で良質な食材料を使用し、栄養バランスのとれた質の高い給食を提供しております。食物アレルギーについては、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底するとともに、調理、配膳等においても確認を徹底し、食物アレルギーのある児童・生徒に、安全・安心な給食を提供しています。	引き続き、栄養バランスの取れた献立と、衛生管理及び食物アレルギー対策を徹底した、安全・安心な給食を児童・生徒に提供していきます。	6-15-(1)安全で安心な給食提供の推進
学校給食課 指導課	3－3－② 望ましい食習慣の推進・食教育	成長期にある児童・生徒が望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることを目的に、栄養士等が学級担任や教科担任と連携し、小・中学校においてチームティーチング方式で食に関する授業を実施し、学校給食を活用した食教育の支援指導を行います。「食」を通して、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育めるよう、心とからだの健康づくりを推進します。	【学校給食課】 令和4年度の実績数については、小学校中学校合わせて269回、延べ人数は19,416人となっております。 令和5年度の実績数については、12月31日現在、小学校中学校合わせて243回、延べ人数は7,964人となっています。	立川市立小・中学校が全て共同調理場校となったことに伴い、小・中学校9年間を見通した計画的な食育の推進に課題があります。そのため、学校と連携を取り、小学校における食育の充実及び中学校における食育の拡大に取り組んでいきます。	6-15-(2)食育支援の推進
			【指導課】 各校の「食に関する指導の全体計画」に基づき、各教科等における食育教育に取り組んでいます。また、学校給食課の栄養士と学校とで連携し、食に関する指導を行っています。	各学校の「食に関する指導の全体計画」を実情に合わせながら改善していくことは課題であります。引き続き関係機関と連携しながら食に関する指導を充実させていきます。	<引継ぎなし>
学校給食課 教育総務課	3－3－③ 新学校給食共同調理場整備運営事業	安全・安心で栄養バランスの取れた食事を提供するため、小学校単独調理校（8校）及び中学校（9校）を対象とする新学校給食共同調理場の早期建設に向けて取り組みます。また、給食配送校の改修や共同調理場用地の取得を並行して進めていきます。	【学校給食課】 令和5年6月末に新学校給食共同調理場（学校給食東共同調理場）の建設が完了し、開業準備期間を経て、令和5年8月から順次配送対象校に給食の提供を開始しました。	給食提供開始当初に多少の混乱があったものの、現在は安定的に給食を提供しています。引き続き、栄養バランスの取れた献立と、衛生管理及び食物アレルギー対策を徹底した、安全・安心な給食を児童・生徒に提供していきます。	<引継ぎなし>
			【教育総務課】 新学校給食共同調理場（学校給食東共同調理場）から給食の配送を受ける単独調理校8校及び中学校全9校について、給食を受け入れるための改修工事を令和3年度から順次行いました。令和3年度には中学校2校（一中・五中）、令和4年度には中学校5校（二中・三中・六中・七中・九中）の改修工事が完了し、令和5年度には主に夏季休業日期間中において、小学校8校（一小～八小）及び中学校2校（四中・八中）の改修工事を行いました。その中で第八小学校の改修工事については、入札不調のため、給食食缶を渡り廊下から搬入するルートに変更し、必要最低限な改修内容としました。	入札不調により、一部の学校において当初の計画通りに工事を進めることができなかったことから、工事内容や工期の見直し等を行いました。予定通りに給食配送を受け入れる環境整備を整えることができました。令和6年度は一小・三小・五小において配膳室への改修に係る残工事等を実施するほか、八小において本来予定していた給食配送車搬入口のプラットホーム等の改修工事を実施します。	<引継ぎなし>

＜基本方針２ 教育支援と教育環境の充実～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育への支援を推進し、充実した教育環境を整備する～＞

基本施策 4 特別支援教育の推進

【主な実績】

- 〔4-1-①〕 子ども家庭支援センターで実施している発達相談を利用している保護者への就学相談や教育相談の紹介
- 〔4-1-①〕 市内幼稚園・保育園での就学支援シートの配布及び作成を依頼
- 〔4-1-①〕 小学校で入学前の年長児の学校体験を実施
- 〔4-1-②〕 インクルーシブ教育システムの本質的な視点について、環境整備を行い、保護者との相談や就学支援部会などにおいての伝達や理解の促進
- 〔4-1-③〕 小・中学校の特別支援教育に関する校内研修等の情報を、校区の幼稚園・保育園へも提供するよう校長会等を通じて周知
- 〔4-2-①〕 特別支援教育コーディネーター連絡会を通したコーディネーターの役割の明確化や学校の優れた取組の紹介による、コーディネーターの資質の向上
- 〔4-2-②〕 特別支援学校高等部及び高校等の進学先へ、保護者の了解のもと個別指導計画や学校生活支援シートの引継ぎを行うよう、校長会及び知的障害特別支援学級主任連絡会での周知
- 〔4-3-①〕 令和3年度に「特別支援教室」を中学校全校に設置
- 〔4-3-①〕 自閉症・情緒障害特別支援学級を第二小学校（令和3年度）及び大山小学校（令和5年度）に新設
- 〔4-3-①〕 特別支援教室入室に関わる発達検査枠の拡大
- 〔4-3-①〕 特別支援教室入退室審査会に医師の参画
- 〔4-3-①〕 特別支援教室入退室審査会における学校説明にオンライン参加を実施
- 〔4-3-③〕 言語聴覚士の巡回相談を実施
- 〔4-3-④〕 特別支援学級での特別支援学級臨時指導員の配置
- 〔4-4-②〕 「立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」の策定

【取組指標】発達障害等により特別な指導・支援を受けている児童・生徒数

＜指標の考え方＞

各取組の総合的な結果として、特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が、特別な指導・支援を受けられようになる。

区分	計画期間						目標
	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6
児童・生徒数	421人	486人	552人	513人	552人		620人
現状分析	在籍学級との連携や指導目標を明確にした新ガイドラインに沿った取り組みから、令和4年度は利用者数は減少しましたが、令和5年度は増加しました。低学年の内から利用経験のある児童が、中学入学と同時に利用する生徒が増加しています。今後は横ばいもしくは、微増で推移すると予測されます。						

取組項目別の進捗状況等					第4次で該当する「施策の展開」
担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定	
教育支援課	4-1-① 早期連携・早期支援の充実	子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談への連携を充実させるとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携、就学支援シート等の活用促進などを通して、就学前の支援の手立てを就学後へ引き継ぎ、スムーズな就学を支援します。	子ども家庭支援センターで実施している発達相談を利用している保護者に、必要に応じて就学相談や教育相談を紹介しました。また、市内幼稚園・保育園での就学支援シートの配布及び作成を依頼するとともに、令和5年度は隣接する3市の幼稚園3園にもご協力をいただきました。 令和5年度は「小・中連携教育担当者連絡会」に、各中学校区ごとに幼稚園・保育園の代表となる園長1名を招聘し、幼児・児童・生徒の様子等について「就学前スタンダード」を踏まえて情報交換を行いました。また、小学校で入学前の年長児の学校体験を実施しました。	途切れ・すき間のない支援を推進していくため、子ども家庭支援センターの発達相談等と情報共有していくとともに、連携した対応が必要です。また、幼保、小との円滑な接続のため、就学支援シートを活用し、幼保での指導や保育が小学校での指導に生かされるようさらに連携を深めていく必要があります。子ども家庭支援センターとの連携強化を図るとともに、幼保小の円滑な接続に向けて、就学支援シートの作成及び活用について周知啓発していきます。	-
教育支援課	4-1-② 就学相談	就学相談の流れや手続き等をわかりやすくするため、保護者や就学前機関への説明会を実施するほか、就学相談を経て就学した児童・生徒について学校生活の適応に向けた継続相談を行います。また、インクルーシブ教育システムの理念等の周知に取り組みます。	保護者向けに就学相談説明会を実施し、特別支援学校や特別支援学級、通常の学級への就学後に利用できる通級指導学級、特別支援教室の対象や指導・支援等について、説明しました。また、就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士を対象とした「就学相談研修会」を実施しました。 就学相談を経て、専門家の提案と異なる就学先を選択されたケースを継続相談の対象とし、児童・生徒の授業観察と学校・保護者・教育委員会による三者面談を実施しました。 個別の教育的ニーズに対応できる連続性のある多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）を用意しつつも、「基本的な方向性として、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの児童・生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」という、インクルーシブ教育システムの本質的な視点について、環境整備を行い、保護者との相談や就学支援部会などにおいて伝達し、理解促進を図りました。	障害者差別解消法や、共生地域の実現を目指した「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の施行等を背景に、保護者の相談ニーズは専門化・多様化し、合理的な配慮に対する期待度も高まっています。就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援の提案、関係機関との連携が必要とされています。 また、管理職を中心として、校内委員会等の情報を学校全体で共有し、個々の児童生徒の支援の充実を図るとともに、学校全体の「教育活動の充実」を進めていく必要があります。 保護者への理解啓発に加え、教員に対してもインクルーシブ教育システムの理念について、若手教員育成研修や特別支援教育担当教員研修等の機会をとおして多様な教育の場と通常の学級間の連携を充実させていきます。	-

教育支援課	4－1－③ 就学前機関から小・中・高への連携	中学校区でこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級の間や特別支援学級間の連携を一層充実させていきます。また、「学校生活支援シート（個別的教育支援計画）」の作成・活用により、小・中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図ります。	児童・生徒が進学や転学等を円滑にするため、それぞれの学校・学級間での連携における学校現場での取組について確認し、必要に応じて依頼しました。 小・中学校の特別支援教育に関する校内研修等の情報を、校区の幼稚園・保育園へも提供するよう校長会等を通じて周知しました。 特別支援学校高等部及び高校等の進学先へ、保護者の了解のもと個別指導計画や学校生活支援シートの引継ぎを行うよう、校長会及び知的障害特別支援学級担任主任会で周知しました。	学校生活支援シート等を引継ぎ後、指導や支援が充実するよう効果的な活用を進める必要があります。今後もそれぞれの学校や学級での教職員間の連携の在り方について検討し、周知を図っていきます。	-
教育支援課	4－2－① 学校における計画的な特別支援教育の推進	学校経営に特別支援教育を明確に位置付けたうえで、特別支援教育コーディネーターの充実や校内委員会の充実などを進め、組織的な特別支援教育の推進を図ります。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援や施設整備への対応を進めます。	全小・中学校が、交流及び共同学習の実施などインクルーシブ教育システムの視点に基づいた教育課程の編成を行っており、学校経営に特別支援教育を位置付けていることを確認しています。 小・中学校全校で、特別支援教育コーディネーターの複数指名を行いました。 特別支援教育コーディネーター連絡会を通して、コーディネーターの役割を明確にしたり学校の優れた取組を紹介したりしてコーディネーターの資質の向上を図っています。 教育委員会の授業観察や特別支援教育担当教員研修にて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫について、大学講師等とも連携し、指導・助言しました。	校内委員会等の情報を学校全体で共有し、児童・生徒支援の充実を図るよう、今後も各校の管理職を中心としてコーディネーターの育成及び校内体制の充実を進めていく必要があります。今後も校長会、連絡会、研修会等を通して、体制を充実させていけるよう、指導・助言を行っていきます。	-
教育支援課	4－2－② 「学校生活支援シート（個別的教育支援計画）」、個別指導計画の作成	「学校生活支援シート（個別的教育支援計画）」及び個別指導計画の作成と活用を推進します。また、「学校生活支援シート」の活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図ります。	特別支援学級及び特別支援教室等で教育的支援を受けている全児童・生徒について個別指導計画を作成し指導への活用を行いました。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒及び学校介助員を配置する児童・生徒すべてについて、学校生活支援シートを作成し活用しました。 （再掲）特別支援学校高等部等の進学先へ、保護者の了解のもと個別指導計画や学校生活支援シートの引継ぎを行うよう、校長会及び知的障害特別支援学級担任主任会で周知しました。	学校生活支援シート及び個別指導計画を年度当初から活用できるよう、運用方法を改善する必要があります。今後、校長会、連絡会、研修会等を通して、適切な運用方法について周知していきます。	-
教育支援課 教育総務課	4－3－① 特別支援学級等の整備及び充実	児童・生徒数に対応した知的障害特別支援学級の整備を行うとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設と特別支援教室の小・中学校全校での適切な運用による発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援を進めます。また、保護者等に対する特別支援学級等に関する情報提供や、学校に対する特別支援学級教育課程編成や個別指導計画等の作成への支援、校舎のバリアフリー化への対応などを行います。	【教育支援課】 立川第二中学校の知的障害特別支援学級の増設工事や、第二小学校及び大山小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、環境整備を行いました。 就学相談説明会の中で、特別支援学級の概要説明を行うとともに、小学校の新入学保護者説明会で、全校統一資料を使用して特別支援教室の説明を行いました。 令和3年度に、中学校の特別支援教室の全校配置が完了しました。また、小学校6年生の保護者を対象に、中学校特別支援教室の拠点校等で説明会を開催し、年度当初からの円滑な指導開始につなげました。 東京都の特別支援教室の新運営ガイドラインに沿って、入退室審査会に医師の参画、オンラインによる学校教諭の説明を実施し、適切な運用を行いました。また、入室に必須となっている、発達検査の実施枠を拡大しました。 教育課程編成説明会に先立ち、特別支援学級等設置校長会において説明を行ったほか、特別支援学級主任連絡会等の場を活用して、教育課程編成に向けた支援を行いました。 ポータブルスロープを購入し、車イスを使用する児童の動線を確保しました。	立川市で整備している多様な学びの場について、保護者の理解を深め、適切に学びの場を選択できるようにしていく必要があります。特別支援学級のカリキュラムや学校生活がイメージできるよう、就学相談説明会を活用して特別支援学級の説明を充実させていきます。	-
			【教育総務課】 廊下等の段差解消や階段コーナ一部に手摺の取り付け等の修繕を行ったほか、第四小学校及び第十小学校の中規模改修工事では新たにバリアフリートイレを設置しました。	児童・生徒・教職員の障害の程度や状況に合わせ必要な改修等を行うとともに、学校施設の建替え時には施設全体のバリアフリー化を進めていきます。	1-2-(2) 良好な学校施設
指導課 教育支援課	4－3－② 教員の専門性向上	特別支援教育に関する教員の専門性と授業力の向上のため、研修の充実や外部専門機関活用への検討、特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実を図ります。また、特別支援学校教員免許取得率の向上を図ります。	【指導課】 特別支援学校や大学と連携した専門性向上プランに基づく教職員の研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図っています。	研修を受講した教職員が、自身の指導や支援に生かすとともに、受講内容を校内等で広く周知・還元することは課題であります。引き続き特別支援教育に関する教職員の専門性を組織的に向上させていきます。	<引継ぎなし>
			【教育支援課】 外部の専門家等を招いた研修が実施できるよう、特別支援教室の拠点校と通級指導学級設置校や自閉症・情緒障害特別支援学級設置校の研修環境を整備しました。 大学准教授及び都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招聘し、授業改善と担任の指導力向上に向けた取組を行いました。また、その成果を担任研修で発表し、市内小・中学校特別支援学級担任に還元しました。	（再掲）研修を受講した教職員が、自身の指導や支援に生かすとともに、受講内容を校内等で広く周知・還元するなど、特別支援教育に関する教職員の専門性を組織的に向上させていきます。	-

教育支援課	4－3－③ 巡回相談の充実	支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握や教員の指導に対する助言等がより効果的に行えるよう、教育相談員による学校への巡回相談の仕組みを確立します。また、言語聴覚士等の派遣を継続します。	学校の要請に基づいて教育支援課の教育相談員の巡回相談を行い、支援の必要な児童・生徒の見立てと学校への助言を行いました。言語聴覚士を学校に派遣し、児童・生徒の見立てと学校への助言を行いました。	学校からは、保護者に対する理解啓発を専門的視点からも相談いただくことが多くなっています。引き続き、巡回相談や言語聴覚士の派遣を行うとともに、学校と連携した保護者への理解啓発の取組についても検討していきます。	-
教育支援課	4－3－④ 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上	研修や情報交換等を通し、特別支援学級臨時指導員、通常の学級の介助員等の専門性の向上に取り組みます。	特別支援学級臨時指導員と学校介助員について、障害のある児童・生徒の支援にあたって人権配慮に関する研修を実施しました。	時給制会計年度任用職員に対し、本人の都合等により、集合研修に参加できない場合があります。そのため、集合研修以外の研修方法等についても検討していきます。	-
教育支援課	4－4－① 教育支援センター（旧：適応指導教室）との連携	教育支援センター（旧：適応指導教室）と教育相談の連携を進め、適切な指導・支援につなげます。また、適応指導教室では東京都の「登校支援シート」を活用し、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援します。	教育支援センター（旧：適応指導教室）の利用申し込みがあった児童・生徒及び保護者に教育相談について情報提供し、希望に応じ相談を実施しました。教育相談員と教育支援センターの職員の連絡会を開催し、児童・生徒の情報共有や今後の取組などについて検討しました。	「教育支援センター構想」推進のため、引き続き、指導課と教育支援課、関係機関が適切に連携した対応を進めていきます。	-
教育支援課	4－4－② 特別支援学校との連携	特別支援学校のセンター的機能を活用して研修等を行うとともに、専門性向上プランに基づく研修体制の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の支援について、就学相談担当者が必要な知識を身に付け、学校での適切な支援につなげます。	就学支援部会（就学相談の一環として、就学支援等検討委員会に先立ち、児童・生徒の行動観察や審議等を行う）の委員に特別支援学校から特別支援教育コーディネーターである教員の派遣を受けました。また、就学相談研修会の講師派遣を受けたほか、専門性向上プランに基づく授業研究等への協力を受けました。医療的ケアを必要とする児童・生徒の就学相談にあたっては相談員間で随時情報共有を行うとともに、就学先となる学校に支援会議等の場で共有し、適切な支援につなげています。また、「立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」を策定するとともに「立川市立学校医療的ケア実施要綱」に基づき、安全で適切な医療的ケアを実施しています。	引き続き、肢体不自由特別支援学校と連携し、就学相談等担当者を対象とした研修会の実施を行うとともに、「立川市立学校医療的ケア実施要綱」に基づき、安全で適切な医療的ケアを実施していきます。	-
教育支援課	4－4－③ 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携	中学校卒業後の進路先等でそれまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じた連携を行います。	（再掲）特別支援学校高等部及び高校等の進学先へ、保護者の了解のもと個別指導計画や学校生活支援シートの引継ぎを行うよう、校長会及び知的障害特別支援学級担任主任会で周知しました。	今後も教職員間の連携の在り方として、各種計画の引継ぎ状況に関して調査する等、進路先・関係機関との効果的な連携を図っていきます。	-
教育支援課	4－4－④ 特別支援教育に関わる関係機関との連携	庁内関係課、就学前機関、医療機関、福祉事業者等とのネットワーク構築のため、定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる情報共有等を行います。また、子ども家庭支援センターとの連携の強化や、NPO法人などの支援団体との連携を検討します。	市内医療機関、介助事業者（社会福祉協議会）、都立特別支援学校、市立小中学校、法人立保育園・幼稚園及び庁内関係課（子育て、福祉、保健医療、教育）の代表を構成員とする連絡会を開催し、特別支援教育に関する情報共有や意見交換を行いました。（再掲）就学相談員・教育相談員は学校やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターなどの関係機関と情報交換を行ったり、児童・生徒のケース会議に出席するほか、子ども家庭支援センターが主催している子ども支援ネットワークのブロック会議（市内6圏域で開催）に教育相談員が出席し、地域の見守りケースの密な情報共有に努めました。障害福祉課が所管する「放課後等デイサービス事業者連絡会」に出席し、情報共有を図りました。	障害児支援事業者等、情報共有や連携が必要と考えられる機関への参加依頼を検討する必要があります。一方で、メンバーを拡大しすぎることでは会議運営が散漫になることも想定されます。そのため、会議運営については慎重に検討をしていきます。	-
教育支援課	4－5－① 交流及び共同学習の推進	各校の実態に即した交流及び共同学習の推進と内容の充実を図り、特別支援教育について児童・生徒及び保護者の理解を深めていきます。	知的障害特別支援学級においては、教育課程の届出と合わせて提出される「交流及び共同学習」の年間指導計画を確認し、助言・指導を行いました。教育課程説明会及び特別支援学級主任連絡会等を通じて、計画的な交流及び共同学習の実施と個別指導計画に基づく評価の実施について周知しました。	交流及び共同学習の推進の更なる充実に向けて、交流及び共同学習の計画実施・評価の在り方等について、検討を進めていきます。	-
教育支援課 指導課	4－5－② 副籍制度の実施	副籍制度の周知を進め、より早期からの交流が行えるようにし、内容の充実を図ります。また、小・中学校と近隣の特別支援学校との交流を進めます。	特別支援学校へ就学する児童・生徒については、より早期からの調整や交流の実現のため、就学相談の中で地域指定校の確認を行いました。	今後も都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校と直接的、間接的な交流を図れるよう取り組みます。	-
教育支援課	4－5－③ 保護者、市民等への理解啓発	障害や特別支援教育について、リーフレットの作成・配布や広報の活用、講演会の開催等により理解啓発を進めます。	特別支援教育の推進と理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に特別支援教育講演会を開催しました。新入学保護者説明会で、発達障害に関するリーフレット「子育ての困りごと、ありませんか？」を配布し、発達障害に対する正しい理解や対処、相談窓口等について周知を行いました。	「就学相談のご案内」「子育ての困りごと、ありませんか？」など引き続き作成し、理解啓発を進めていきます。	-

基本施策 5 学校運営の充実

- 【主な実績】
- 〔5-1-①〕 学校支援員制度の充実
 - 〔5-1-①〕 スクールカウンセラーによる面談の実施
 - 〔5-1-①〕 全校への家庭と子供の支援員の配置
 - 〔5-1-①〕 図書館支援指導員の派遣
 - 〔5-1-①〕 学校の要請に基づいた教育相談員の巡回相談の実施
 - 〔5-1-①〕 子ども家庭支援センターが主催している子ども支援ネットワークのブロック会議（市内6圏域で開催）への教育相談員の参加
 - 〔5-1-②〕 教育支援センターの充実
 - 〔5-1-②〕 スクールソーシャルワーカーの積極的な活用
 - 〔5-1-②〕 教育相談員と教育支援センターの職員の連絡会の実施
 - 〔5-1-③〕 就学援助
 - 〔5-2-①〕 第一小学校、大山小学校、立川第六中学校に共同事務室を設置
 - 〔5-2-②〕 副校長補佐、スクール・サポート・スタッフの配置
 - 〔5-2-②〕 中学校部活動指導員の配置
 - 〔5-2-③〕 教職員の健康管理

【取組指標】 1 か月当たり80時間を超える時間外労働をしている教員の割合
＜指標の考え方＞

教員の業務の効率化が進むことにより、時間外労働をしている教員の割合が減少する。

区分	計画期間						目標
	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6
1 か月当たり80時間を超える時間外労働をしている教員の割合	22. 7%	21. 7%	24. 7%	18. 7%	今後集計		0. 0%
現状分析	月80時間を超える時間外労働をしている教員の割合は減少しています。引き続き学校運営に係る人的支援等に取り組み、教職員の働き方改革を進めていきます。						

取組項目別の進捗状況等					第4次で該当する「施策の展開」
担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定	
指導課 教育支援課	5－1－① 学校運営支援	いじめや不登校等、児童・生徒の悩みや課題へのきめ細かい対応や特別な配慮を要する児童・生徒への支援を行うために、教育支援課による教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員、通訳協力員等を活用します。また、学校と家庭が連携した取組のほか、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員などによる地域での支援を通して、児童・生徒・保護者が抱える悩みや課題の解消及び児童・生徒の学校生活の充実を図ります。	【指導課】 多様な支援が必要な児童・生徒及びその家族に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員などを配置し、学校運営の支援に取り組みました。	学校からの支援要請のニーズは非常に高く、限られた予算の範囲でできる限りの支援をしている現状であり課題であります。児童・生徒やその家族を取り巻く環境がより複雑化しているため、支援員の増配置を見据えていく必要があります。	4-9-(1)学校への適切な支援
			【教育支援課】 教育相談を実施し、児童・生徒、保護者への助言を行うとともに、学校の要請に基づいて教育支援課の教育相談員の巡回相談を行い、支援の必要な児童・生徒の見立てと学校への助言を行いました。また、（再掲）就学相談員・教育相談員は学校やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターなどの関係機関と情報交換を行ったり、児童・生徒のケース会議に出席するほか、子ども家庭支援センターが主催している子ども支援ネットワークのブロック会議（市内6圏域で開催）に出席し、地域の見守りケースの密な情報共有に努めました。	教育相談では、放課後や夕方、土曜日の相談ニーズが高く、限られた施設や人員の下で、それぞれのニーズに合わせて柔軟に対応する必要があります。土曜日の相談員の出勤体制を見直す等、ニーズに応じた柔軟な相談体制の見直しを図ります。	-
指導課 教育支援課	5－1－② 不登校対策	教育支援センター（旧：適応指導教室 小学生：おおぞら、中学生：たまがわ）の充実を図るとともに、各学校に教室以外の居場所を設けるなど、在籍校と連携して不登校児童・生徒の学習指導や教育相談などを通し、学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援します。	【指導課】 令和4年度から教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置させ、よりきめ細やかに通室する児童・生徒の対応ができるようにしてきました。また、各学校に教室以外の居場所を設定し、児童・生徒の教室以外の居場所を確保するようにしました。	学校や教育支援センター、教育相談やスクールソーシャルワーカーなどつながっていない児童・生徒やその家庭に対する対応が課題となっています。タブレットPC等を活用しながら一人一人の状況について把握し、学校と連携しながら対応していきます。	4-8-(2)誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実
			【教育支援課】 （再掲）教育支援センター（旧：適応指導教室）の利用申し込みがあった児童・生徒及び保護者に教育相談について情報提供し、希望に応じ相談を実施しました。教育相談員と教育支援センターの職員の連絡会を開催し、児童・生徒の情報共有や今後の取組などについて検討しました。	（再掲）「教育支援センター構想」推進のため、引き続き、指導課と教育支援課、関係機関が適切に連携した対応を進めていきます。	-
学務課	5－1－③ 就学援助	義務教育保障の観点から、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助の実施や宿泊を伴う学校行事の保護者負担軽減措置を引き続き実施します。	経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に学用品費や校外活動費などを援助し、義務教育を受けさせる機会を均等に確保しました。	誰もが平等に教育を受ける権利を保障するため、就学援助制度を引き続き実施します。また、家計の急変などが就学に影響を与えることのないよう適切な援助に努めます。	3-5-(1)義務教育の保障
指導課	5－2－① 学校共同事務	学校事務における業務処理の共有により、組織的かつ効率的な学校共同事務の充実を図ります。	学校共同事務室と学校とで連携を密に図り、効率的に業務に取り組んできました。	引き続き、学校共同事務の充実を図り、組織的・効率的に学校事務を進めていきます。	<引継ぎなし>

指導課	5－2－② 働き方改革事業	児童・生徒と向き合う時間の確保、学校教育の質の向上のために、教員の業務をより効率化するための人的措置等を図ります。出退勤システムによる教職員の勤務時間を把握し、業務改善に取り組みます。	出退勤システムにより、教職員の勤務時間の実態を把握するとともに、スクールサポートスタッフ、副校長補佐等を配置し、教員や副校長への業務支援を行いました。	教員の働き方改革をより推進するため、引き続き業務支援のための配置を継続するとともに、業務の見直しについても学校と連携し進めていきます。	4-10-(2)学校における働き方改革等の推進
学務課	5－2－③ 教職員の健康管理	教職員が心身の健康を保持するために、法令に基づいた健康診断を実施します。新たに「ストレスチェック」を導入して教職員のメンタルヘルス不調防止に努めていきます。また、教職員が健康診断を受診しやすい仕組みの整備にも学校保健会と協議しながら取り組んでいきます。	循環器系検診（特定健康診査を含む）、消化器系検診、VDT検査、結核検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、ストレスチェックなどを、日程や会場、申込方法を見直しながら実施しました。ストレスチェックで高ストレス判定を受けた対象者が、医師面談の他に希望によっては心理相談もできる仕組みを作りました。	別々の検診として実施している健康診断について、教職員からは一度に受診できるように求められています。そのため、時期や医療機関との契約内容を見直し、夏季休業期間など受診しやすい日程で健診を実施できるよう、検討します。また、10～49人の学校に要する衛生推進者について、規程等を整備して選任するとともに、衛生管理体制の構築に向けた検討を行います。	4-10-(2)学校における働き方改革等の推進

基本施策 6 教育環境の充実

【主な実績】

〔6-1-③〕 学校施設の大規模改修工事の実施
第七小学校（令和２年度）
〔6-1-③〕 学校施設の中規模改修工事の実施
第四小学校（令和２・３年度）、第十小学校（令和３年度）
〔6-1-③〕 小学校35人学級に伴う校舎増築工事の実施
第五小学校（令和４・５年度）、第十小学校（令和４年度）、西砂小学校（令和４年度）
〔6-1-③〕 立川第七中学校体育館の火災に伴う復旧工事の実施（令和５年度）
〔6-1-④〕 若葉台小学校新校舎建設工事の実施（令和２年度）
〔6-2-①〕 学校間ネットワークの構築、運用
〔6-2-②〕 統合型校務支援システムの導入、運用
〔6-2-③〕 国のGIGAスクール構想に基づく一人1台タブレットPCの整備
〔6-2-③〕 小学校４校、中学校９校に電子黒板整備

【取組指標】 体育館照明のLED化実施済校数

<指標の考え方>
学校の施設環境の向上が進むことにより、体育館照明のLED化実施済みの学校数が増加する。

区分	計画期間						目標
	H30	R2	R3	R4	R5	R6	
学校数（累計）	8校	16校	26校	26校	26校		28校
現状分析	令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、体育館照明におけるLED化の設備改修工事が実施できませんでしたが、令和３年度には10校実施し、累計で小中学校28校中26校となりました。なお、第二小学校及び第三小学校については、前期施設整備計画において建替えが決定したため、建替え時に当該LED化を実施する予定です。						

取組項目別の進捗状況等

担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定	第4次で該当する「施策の展開」
教育総務課	6－1－① 学校施設維持管理	施設、設備の日常点検を実施し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、適正な維持管理に努めます。	エレベーター、給排水設備、消防用設備、GHPエアコン等の保守点検委託、便所、窓ガラス、プール等の清掃委託、植栽の管理委託など、学校施設及び設備の適切な維持管理を行い、安全で快適な環境の確保に努めました。	施設全体の老朽化が進んでいることから、維持管理に関する費用は増加が予想されます。今後も委託種別、仕様書内容について現状に合わせたものへ見直しを行っていきます。また、施設の老朽化により修繕等の頻度が多くなっているため、計画的な改修を検討します。	1-2-(2) 良好な学校施設
教育総務課	6－1－② 学校施設営繕	危険個所や不具合がある場合は緊急修繕を行うとともに、教育上支障が生じることがないように施設、設備の修繕を実施します。	良好な教育環境の確保のため、各種修繕のほか、営繕工事を実施しました（<営繕工事件数>令和２年度：小学校19件・中学校４件、令和３年度：小学校24件・中学校17件、令和４年度：小学校14件・中学校9件）。	学校施設の老朽化や教育環境の変化に対応するための修繕や営繕工事が年々増加しております。そのため、限られた財政状況の中、効果的に施工するため、計画的に実施していく必要があります。	1-2-(2) 良好な学校施設
教育総務課	6－1－③ 学校施設改修事業	教育環境の充実のため、体育館への空調機導入や学校施設の照明LED化など、計画的に取り組みます。	体育館への空調機導入については、中学校は令和２年３月に、小学校は令和２年８月に設置が完了しました。また、体育館照明のLED化については、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により設備改修工事が実施できませんでしたが、令和３年度には10校実施し、累計で小中学校28校中26校となりました。	施設全体の老朽化が進んでいる課題があります。そのため安全・安心な環境が維持されるよう必要な改修を行っていきます。また、本市におけるエネルギー対策方針に基づき、学校施設への太陽光発電設備及び蓄電池の設置や校舎における照明のLED化について、計画的な改修等を検討します。	1-2-(2) 良好な学校施設
教育総務課	6－1－④ 小学校統合建替	平成30（2018）年４月に２校を統合し、新学校として設立した若葉台小学校の新校舎の建設を進めます。	若葉台小学校新校舎については、平成28年度に策定した「新校舎建設マスタープラン」に基づき、平成29年度から30年度にかけて設計を行い、令和元年７月に建設工事に着手しました。その後、令和３年２月に工事が完了し、３月に新校舎の引渡を受けました。３月末には新校舎への引越しを行い、４月12日に始業式、４月13日に入学式を実施し、４月17日には新校舎落成式典を開催しました。	新校舎の供用開始後の令和３年７月に体育館北側外壁部に雨漏りが発生したため、設計・監理者及び施工業者による原因究明調査、また補修方法の妥当性に係る第三者機関による検証を実施したうえで、施工業者が無償で雨漏り箇所の補修工事を実施しました。その後、約１年間の経過観察において台風等の大雨時にも雨水の浸入を抑えられたことが確認できたため、雨漏り発生時に撤去した体育館側の内壁等の復旧工事を実施しました。今後も適切な維持管理を実施していく必要があります。	2-3-(1) 老朽化した学校の計画的な更新
学務課	6－2－① 学校間ネットワークの構築、運用	「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成29（2017）年10月18日文科科学省策定）」に基づき、センターサーバをデータセンターに設置してファイルの共有化及びセキュリティ等の一元管理を行う学校間ネットワークの早期構築を進めます。	令和２年度にプロポーザル方式により事業者を選定し構築を行い、令和３年４月から本格稼働しました。センターサーバをデータセンターに設置してファイルの共有化及びセキュリティ等の一元管理を実現しました。	主に教員の働き方改革の観点から、より効率的なICT環境の実現を目指し、令和７・８年度に予定しているタブレットPCと統合型校務支援システムの更新に合わせ、セキュリティ環境の変化や効率的・効果的な活用に向けた対応が必要となることから、ネットワークの再構築に向けた検討を行います。	3-4-(1) 教育環境の充実
学務課	6－2－② 統合型校務支援システムの導入	教員の校務効率化を推進するために、学校間ネットワークの構築と併せて統合型校務支援システムを早期に導入し、各学校間でメールや掲示板等による情報共有を図るとともに、学籍管理、成績管理、保健管理等をシステム化していきます。	令和２年度にプロポーザル方式により事業者を選定し構築を行い、令和３年４月から本格稼働しました。各学校間でメールや掲示板等による情報共有を図るとともに、学籍管理、成績管理、保健管理等のシステム化を実現しました。	保守業者と連携して既存システムの円滑な運用に向けて、学校情報セキュリティの確保、教員の校務事務の効率化を実現するため、ヘルプデスク等教職員への支援体制を継続します。また令和７・８年度に予定しているタブレットPCと統合型校務支援システムの更新に合わせ、セキュリティ環境の変化や効率的・効果的な活用に向けた対応が必要となることから、システムの再構築に向けた検討を行います。	3-4-(1) 教育環境の充実
学務課	6－2－③ ICT環境整備	GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒の１人１台端末の整備を計画的に進めていきます。	令和２・３年度の２か年で一人１台タブレットPCの整備を実現しました。またタブレットPCの故障、破損などの修理対応やフィルタリングの見直しなど端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスクの設置によりICTを活用した教員と児童・生徒とのコミュニケーションや授業等の支援を行いました。	保守業者と連携して既存端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスクを円滑に運用し、教員の支援を行うことで、全ての子どもたちの学びを保障できるICT環境を継続します。また令和７・８年度に予定しているタブレットPCと統合型校務支援システムの更新に合わせ、セキュリティ環境の変化や効率的・効果的な活用に向けた対応が必要となることから、システムの再構築に向けた検討を行います。	3-4-(1) 教育環境の充実

＜基本方針 3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上～コミュニティ・スクールを中心に地域ネットワークを生かした教育に取り組む～＞

基本施策 7 ネットワーク型の学校経営システムの構築							
【主な実績】			【取組指標】教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数				
〔7-1-①〕小中学校全校でコミュニティ・スクールの導入			＜指標の考え方＞				
〔7-1-①〕中学校部活動指導員の配置			連携・協力を得ながら教育活動が推進することで、件数が増加する。				
〔7-1-②〕地域学校協働本部事業を小中学校全校で実施							
〔7-1-②〕地域学校コーディネーターを小中学校全校に配置及び統括コーディネーターを設置し地域人材の活用							
〔7-1-③〕東京女子体育大学、国立音楽大学、東京学芸大学との連携							
〔7-1-④〕学校支援ボランティアの育成と活用							
〔7-2-①〕立川市民科の教科化しての全校実施（令和4年度～）							
〔7-2-①〕「立川市民科」の実施（令和4年度より教育課程特例校に指定され、全校で教科として実施）							
〔7-2-①〕小学校6年生の「応急救命講習」の実施							
〔7-2-①〕中学校2年生の「普通救命講習」の実施							
〔7-2-①〕小学校5年生、中学校1年生の「立川シビックプライド」の実施							
〔7-2-③〕中学生職場体験事業の充実							
〔7-3-①〕学校ホームページ等による地域への情報発信							
〔7-3-①〕教育フォーラムの開催							
〔7-3-①〕学校ホームページのシステム（CMS）更新							

学務課 指導課	7－3－① 開かれた学校づくり の推進	学校と保護者・地域等が連携した教育活動を推進するために、授業や学校行事を積極的に公開します。また、学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信します。	【学務課】 セキュリティの強化を行うことでより安全な管理運用を図るとともに、ホームページサーバの容量がひっ迫している点に対する課題点を改善する観点から学校ホームページ環境を再構築し令和5年10月から運用を開始しました。	各学校が自立・自走してホームページを運用することができるよう、保守業者と連携してヘルプデスクや動画研修等サポートを進めていきます。	4-9-(3)学校・家庭・地域の連携
			【指導課】 開かれた学校づくりとして、学校の取組を広く保護者や地域に理解してもらうため、学校公開を全小中学校で実施しています。また道徳授業地区公開講座や立川市民科公開講座など学校の取組に関して、保護者や地域の方と一緒に考えていく機会も全小中学校にて実施しています。	学校の取組を広く周知する機会を継続するとともに、学校ホームページや学校メール等も活用していくことは課題であります。学校からの便りなど紙で配布していた資料等について、学校メール等を活用して配布するなどして学校教育の周知を継続していきます。	4-9-(3)学校・家庭・地域の連携
指導課	7－3－② 学校公開・授業公開	保護者・地域、また入学予定の関係者の方々に、学校の1日の様子を見ていただき、児童・生徒や教職員の様子、学習環境等、学校教育への理解と関心を高めていただけるように公開します。	公開日数の規定回数等を設定してはいたないが、開かれた学校づくりの観点から、学校行事や授業公開について実施するよう全小中学校に周知しています。	開かれた学校づくりの推進は引き続き課題であります。学校公開や授業公開の機会を設定するとともに、保護者や地域住民等をゲストティーチャーとして招いた授業等も推進していきます。	<引継ぎなし>
指導課	7－3－③ 学校評価	学校の教育活動その他の学校運営について評価を行い、結果等を広く保護者等に公表していくことで、学校の状況に関する共通理解や相互の連携協力の促進を図ります。	全小中学校において学校評価を実施し、児童・生徒及び保護者から学校の教育活動や学校運営に関する評価に取り組んでいます。評価結果について指導課に報告しています。また、学校評価の結果を踏まえ、その成果や課題を次年度以降の教育課程編成に生かしています。	立川市民科の教科化に伴い、立川市民科に関する評価項目を加えました。保護者の評価に関して、ウェブ上での回答をすることで評価方法の利便性が向上した半面、回答者数が減少する学校も見られました。保護者からの回答率を向上させることも課題となります。	4-9-(3)学校・家庭・地域の連携

基本施策 8 幼保小中連携の推進																																						
【主な実績】		〔8-1-①〕 小学校外国語活動への中学校英語科教員の派遣 〔8-1-①〕 中学校区での「立川市民科」の展開 〔8-1-①〕 小中連携活動の実施（あいさつ運動、授業体験、地域行事への合同参加等） 〔8-2-①〕 幼保小中連携教育推進会議の開催 〔8-2-①〕 「就学前スタンダード20」の開発と活用 〔8-2-①〕 小中連携推進委員会の開催	【取組指標】小・中学校が連携した教育活動の実施回数 ＜指標の考え方＞ 小・中学校の連携が進むことで、連携した教育活動の実施回数が増加する。																																			
		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th></th><th colspan="5">計画期間</th><th>目標</th></tr><tr><th>H30</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R6</th></tr><tr><td>実施回数</td><td>168回</td><td>145回</td><td>181回</td><td>215回</td><td>今後集計</td><td></td><td>190回</td></tr><tr><td>現状分析</td><td colspan="7">中学校区ごとに小中連携の取組を工夫して実施しました。あいさつ運動は5校区で、部活動体験や体験授業は3校区で実施した。実施回数も令和4年度は200回を超えました。</td></tr></table>						区分		計画期間					目標	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	実施回数	168回	145回	181回	215回	今後集計		190回	現状分析	中学校区ごとに小中連携の取組を工夫して実施しました。あいさつ運動は5校区で、部活動体験や体験授業は3校区で実施した。実施回数も令和4年度は200回を超えました。						
区分		計画期間					目標																															
	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6																															
実施回数	168回	145回	181回	215回	今後集計		190回																															
現状分析	中学校区ごとに小中連携の取組を工夫して実施しました。あいさつ運動は5校区で、部活動体験や体験授業は3校区で実施した。実施回数も令和4年度は200回を超えました。																																					
取組項目別の進捗状況等																																						
担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定				第4次で該当する「施策の展開」																														
指導課	8－1－① 校区小中学校の連携	中学校区を単位とした教育ビジョンの共有化による学校経営及び義務教育9年間を通した教育課程の円滑な接続を図り、児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動の推進体制づくりを行います。また、中学校授業体験や部活動体験を推進し、中1ギャップの解消に努めます。	令和5年度も指導課主催の小中連携協議会を年3回実施するとともに、各中学校区で小中交流活動や中学校英語担当教員による小学校への出前授業、小学6年生による中学校授業体験や部活動体験、中学校区ごとの小中学校教員間の情報共有を行いました。	中学校区を単位とした教育の共有化による学校経営は課題でありま す。引き続き、小中学校における9年間の発達や学びの連続性を見 通した教育課程の円滑な接続を図ります。				4-8-(2)誰一人取 り残さないきめ細 かな教育の充実																														
指導課	8－2－① 幼稚園、保育園との 交流	教員が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流したりするなど、相互交流活動を意図的・計画的に行うとともに、教職員間の交流や研修等を実施し、円滑な接続を図る取組を推進します。また、連携体制の充実により、小1問題の解消に努めます。	小学校への就学に際して、幼稚園及び保育園等と小学校との円滑な接 続を図るため、幼保小中連携協議会を年1回実施するとともに、各小 学校で近隣幼稚園・保育園等との交流活動や就学時の情報共有を行 いました。	小学校の教育課程に位置付けたスタートカリキュラムの取組や幼保 小の円滑な接続は課題であります。より一層小1問題の解消を図 り、安定した学校生活をスタートできるようにします。				4-8-(2)誰一人取 り残さないきめ細 かな教育の充実																														

基本施策 9 児童・生徒の安全・安心の確保

【主な実績】

9-1-①

小学校通学路防犯カメラの管理・運用

9-1-①

若葉台小学校における交通ルール指導員の配置（令和5年度で終了）

9-1-①

校区を変更した緑町の児童に対する登下校の付き添い（令和3年度で終了）

9-1-①

小学校1年生への防犯ブザーの貸与

9-1-①

地域安全マップの配付

9-1-①

合同通学路点検の実施（3年1クール）

9-1-③

シルバー人材センター地域班による見守り活動

9-1-④

学校での避難訓練の実施

【取組指標】

学校管理下における傷病事故件数

<指標の考え方>

児童・生徒を守る取組が推進されることにより、学校管理下における傷病事故件数が減少する。

区分		計画期間					目標
	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6
傷病事故件数	458件	381件	428件	446件	今後集計		420件
現状分析	感染症まん延以前の状況に戻りつつある教育活動の中で、学校管理下における傷病事故件数も、以前の状況まで戻るような傾向にありますが、活動が増えた中でも傷病事故件数の大幅な増加は抑えられています。						

取組項目別の進捗状況等					第4次で該当する「施策の展開」
担当課	取組項目名	計画記載内容	令和5年度までの進捗状況	現状の課題と今後の事業予定	
学務課 指導課	9－1－① 通学路の安全・安心	児童・生徒の登下校時の安全を確保するために、平成30（2018）年度に策定した「立川市通学路安全プログラム」に基づき、3年に1回周期で行政・警察等庁内外関係機関・学校・PTAによる全小学校区の危険箇所の点検、地域団体等による見守り活動を実施します。また、平成29（2017）年度に各小学校区5台の配置が完了した防犯カメラの維持、整備をしていきます。	「通学路安全プログラム」に基づき、学校・保護者・教育委員会・交通管理者・道路管理者等が合同で安全点検を実施し、その結果を受けて、関係機関が道路標示の再塗装などの安全対策を行いました。また、全小学校に設置した通学路防犯カメラの維持・管理を適切に行いました。	「通学路安全プログラム」に基づく合同点検の実施により、交通安全・防犯上の危険箇所の抽出と必要な対策の検討を継続的に行います。全小学校に設置した通学路防犯カメラについては、機器更新を定期的に行います。小学校低学年児童を対象とした子ども用GPS端末の購入助成を令和6年度から行います。	3-5-(2)登下校時の安全確保
指導課	9－1－② 生活安全	安全やルールを守る意識を高めるために、全校でセーフティ教室や薬物乱用防止教室等を実施するとともに、携帯電話やスマートフォン等の使用時の安全について理解を深めていきます。	全小中学校で「学校安全計画」を作成し、意図的・計画的に安全指導に取り組んでいます。全校で毎年セーフティ教室や薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒だけでなく、保護者や地域とも連携しながら安全指導に取り組んでいます。	携帯電話やスマートフォン等の利用によるトラブルも学校から報告されており、課題と認識しています。使用時のメリットやデメリット、ルールやマナーについて引き続き指導していくとともに、保護者へもトラブル対応への方策を周知していくことが課題であります。	4-8-(2)誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実
学務課 指導課	9－1－③ 交通安全	学校、PTA、交通安全協会、警察等と連携し、交通安全教室を実施するとともに、自転車に関するルールとマナーを身に付けることを目的に、小学校3年生を対象にした「自転車運転免許制度」に取り組みます。また、中学校を対象にスケアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施するなど、様々な交通場面における危険と安全についての理解を深めていきます。	【学務課】 シルバー人材センターやPTAなどの協力により、登下校時の見守り活動を実施しました。	見守り活動を行うシルバー人材センターのボランティア会員の高齢化をはじめ、共働き家庭の増加によるPTAの見守り活動への協力が少なくなっていることが課題です。登下校時の見守り活動が絶えることのないよう、保護者を含む地域の方々や学校と連携しながら継続して取り組んでいきます。	4-8-(2)誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実
			【指導課】 全小中学校で「学校安全計画」を作成し、意図的・計画的に交通安全についても指導を継続しています。全国交通安全運動の時期や始業日・終業日においては、学校外での交通安全についても全体や学級での指導を行っています。学校だけでなく、保護者や地域とも連携して交通安全に取り組んでいます。	登下校時の交通安全については、一定の安全を確保できています。放課後や土日祝日等の学校管理外における交通安全についても保護者や地域と連携しながら取り組んでいきます。	4-7-(2)健やかな体の育成
指導課	9－1－④ 災害安全	地域の防災について考えるとともに、自助のために必要な知識と共助のために必要な心を育てます。また、避難訓練等を通して、火災や地震災害、気象災害等、様々な災害発生時における危険とその対処についての理解を深めていきます。	全小中学校で「学校安全計画」を作成し、意図的・計画的に災害安全についても指導を継続しています。定期的な避難訓練を実施し、火災や地震災害等、様々な災害発生を想定し訓練に取り組んでいます。	地域の防災について学校・家庭・地域で連携して考えていくことは課題であります。引き続き地域の防災について学校・家庭・地域で連携して考えていくとともに、救命救急講習を通じて、自助のために必要な知識や災害時に児童・生徒が行動すべきことについても身に付けていく必要があります。	4-7-(2)健やかな体の育成